

事 務 連 絡

令和4年1月17日

各都道府県一般廃棄物行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局

廃棄物適正処理推進課

新型コロナウイルス感染急拡大に伴う一般廃棄物処理従事者への対応等について（事務連絡）

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力を頂き御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策に関して、厚生労働省より、別紙のとおり事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年1月5日（令和4年1月14日一部改正））が発出されました。

上記事務連絡では、①医療従事者に限らず、オミクロン株患者の濃厚接触者の待機期間については、現時点までに得られた科学的知見に基づき、最終曝露日（陽性者との接触等）から10日間とすること、②①の濃厚接触者のうち、社会機能の維持のために必要な事業に従事する者に限り、地域における社会機能の維持のために必要な場合には、各自治体の判断により、待機期間の10日を待たずに検査が陰性であった場合でも待機を解除する取扱を実施できる旨が示されております。

一般廃棄物であるごみ、し尿の収集運搬、処分は、国民生活を維持するために安定的に継続する必要がある社会的に重要な業務であるとされております。つきましては、衛生主管部局と連携の上、社会機能の維持のために必要な対応をご検討いただくよう、貴管内市区町村への周知徹底をお願いいたします。

また、廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策をより一層適切に実施するため、引き続き、廃棄物処理事業継続計画の策定、廃棄物処理事業継続のための感染防止対策等にご尽力いただきますよう、あわせてご周知いただき、貴管内の廃棄物の適正な処理及び処理業務の安定的な継続に遺漏なきようお願いいたします。

【連絡先】環境省 環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課 伊藤、岡田、永嶋

TEL: 03-5501-3154 (直通)

E-Mail: hairi-haitai@env.go.jp